


所管部課	市民部 課税課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例の専決処分について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、東大和市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、改正内容は、令和4年4月1日から施行する必要があるが、地方税法等の一部を改正する法律が、議会閉会後の3月31日に公布され、議会を招集する時間的な余裕がないことから、専決処分により改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税における商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り軽減（5%→2.5%）するための規定の整備 固定資産税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に関して引用する法律の条項整理等 <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方税法に即した適正な課税が行える。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 条例改正を専決処分により行うことについて、令和4年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より議会に対して説明を行った。</p> <p>(2) 令和4年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律 公布</p> <p>(3) 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとする。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。